

横浜市中心卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事にかかわる建設業法に基づく調停の打ち切りについて（報告）

1 調停の申請

平成19・20年度に実施いたしました、中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事で食肉機械設備工事を請負った東西産業貿易株式会社が、平成21年4月28日、本市を相手に神奈川県建設工事紛争審査会に対し、調停の申請を行いました。

2 調停の内容

横浜市が実施した設計変更によって1億7,913万4,266円の損害賠償金が発生したと申請人が主張し、その支払いを求めているものです。（その後、申請人より1億6,829万7,586円に訂正）

3 本市の対応

本市としては、必要な設計協議は実施し、設計変更を実施済みです。

申請人が主張する工事に関しては仕様書に定める範囲の手直し工事であり、金額の変更を伴う設計変更を主張するのであれば、その根拠を示し、明確な説明を求めています。

4 調停打ち切りまでの経過

申請人に対して審査委員から証拠説明資料の提出を求め、3回に渡り証拠が提出されましたが、いずれも本市側の求めている「金額の変更を伴う設計変更」という明確な説明がされませんでした。このため、双方の歩み寄りによる解決の見込みがたたないと審査会で判断され、平成22年2月9日に開催されました、第4回審理において調停の打ち切りという裁定が下されました。

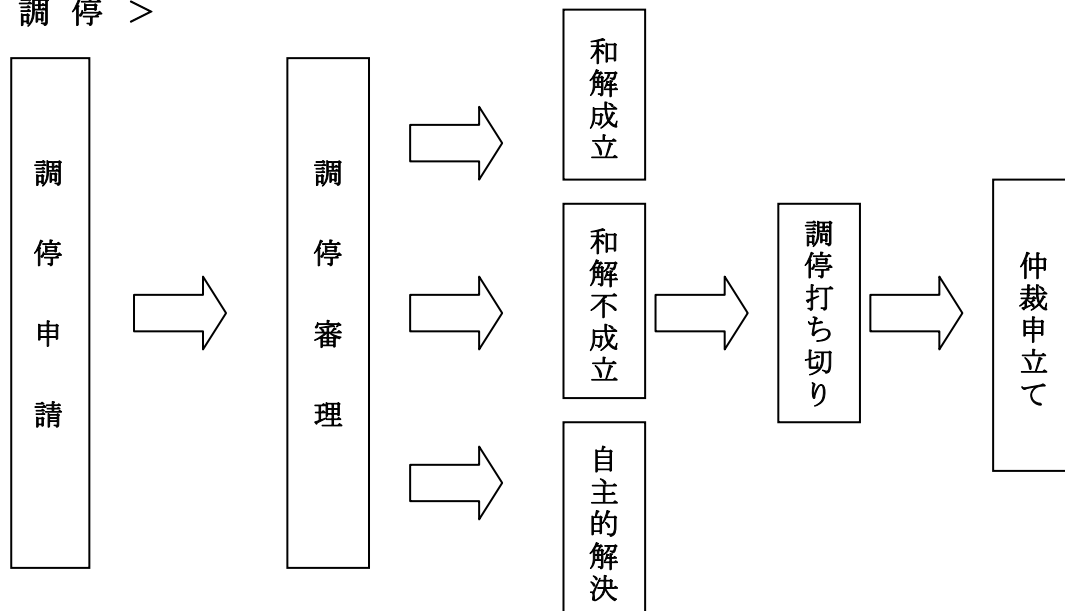
5 今後の対応

調停の打ち切りに伴い、相手側から仲裁申請がなされた場合、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、仲裁議案として議会の議決が必要となります。

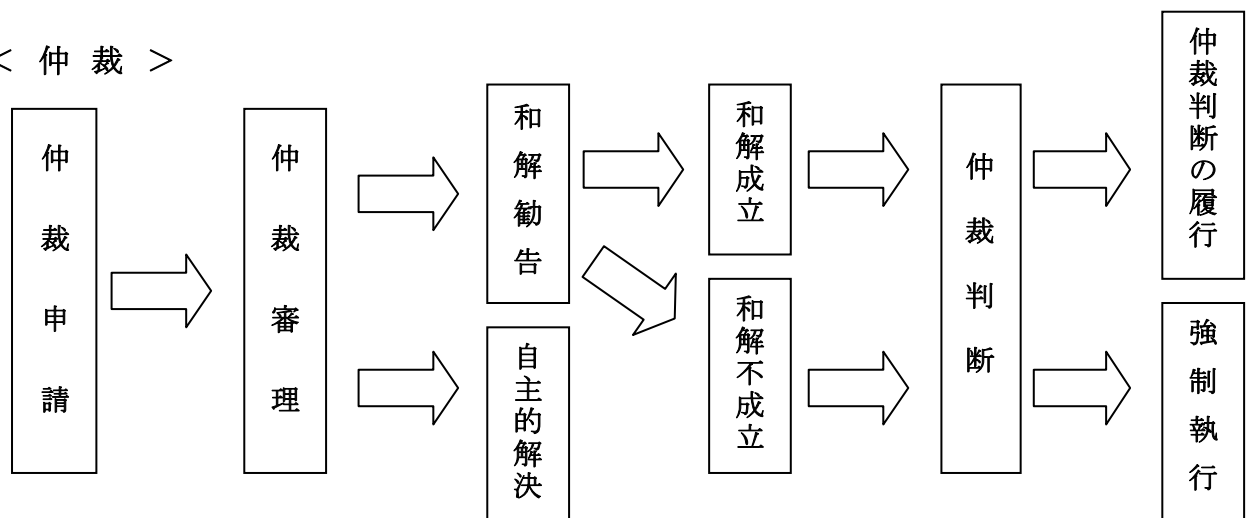
《参考》工事概要

工事名 中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事（食肉機械設備工事）
請負人 東西産業貿易株式会社 代表取締役社長 村田良樹
東京都文京区湯島2丁目17番8号
契約日 平成19年12月13日
工期 平成21年3月31日（当初 平成21年3月19日）
契約金額 ¥571,540,200円（当初 ¥562,800,000円）
工事内容 大動物（牛）解体ライン機械設備の更新
大動物（牛）・小動物（豚）内蔵処理機械設備の更新
*大動物：牛・馬（主に牛）、小動物：豚、羊、山羊（主に豚）

< 調停 >



< 仲裁 >



〔地方自治法、建設業法及び工事請負契約約款 抜粋〕

地方自治法抜粋（第96条（議決事件））

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）

建設業法抜粋（第25条（建設工事紛争審査会の設置））

第25条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争（以下「紛争」という。）につきあっせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）及び都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

工事請負契約約款抜粋（第48条（あっせん又は調停））

第48条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が成立しなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（第49条（仲裁））

第49条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。